退職・独立に伴う相互遵守事項合意書

専門家確認用・未締結案

株式会社リストアエステ（以下「甲」という。）と中村美香（以下「乙」という。）は、乙の退職及び独立にあたり、お客様の意思を尊重し、互いの事業と信用を大切にするため、次のとおり合意する。

第1条　基本方針

甲及び乙は、お客様ご自身が今後の利用先を選ぶことを尊重する。本合意は、乙の独立・開業又は一般的な施術者としての活動を制限するものではなく、業務上の情報、技術及びブランドの取扱いと双方の対応を整理するものである。

第2条　顧客情報及び連絡先

1. 甲の業務を通じて取得又は管理された顧客情報は、引き続き甲が適切に管理する。乙は、これを持ち出し、複製し、又は自己若しくは第三者の営業等のために利用・提供しない。顧客情報には、氏名、住所、電話番号、メール・LINE等の連絡先、カルテ、施術・予約・購入履歴、チケット残高、写真・動画及び身体・肌・健康状態の記録を含む。

2. 業務を通じて乙個人のLINE、SNS等に登録した顧客の連絡先及び業務上のやり取りは、第9条に従い、必要な引継ぎ後に削除する。業務とは独立した私的関係に基づく連絡先はこの限りでないが、会社の顧客記録を混在させず、当該私的関係を理由に業務上取得した情報を営業に転用しない。区別が難しいものは双方で確認する。

第3条　お客様への案内及び連絡

1. 乙は、在職中及び退職後、甲の顧客情報又は業務上取得した連絡先を用いた、新店舗への個別の営業連絡・勧誘を行わない。在職中の独立に関する案内は、双方で確認した会社の案内方法に従う。

2. 在職中、お客様から乙の新店舗への希望があり、店長等に直接伝えにくい場合は、乙がお客様の意向を確認して店長に取り次ぐ。甲は、希望するお客様に新店舗の公開用連絡先等を案内する。甲から乙へ顧客名簿やカルテを渡す運用は行わない。

3. 独立後にお客様ご自身から乙へ問い合わせ又は来店の希望があった場合、乙はこれに対応できる。新店舗で必要な情報は、お客様から適切な方法で改めて取得・管理するものとし、甲の旧カルテ等を転用しない。一般に公開する広告・告知は、本合意の他の定めに反しない限り、妨げない。

第4条　契約及び責任の区分

1. 甲と乙の新店舗は、それぞれ独立して契約及び施術を行う。本合意によって資本関係、業務提携又は甲の顧客契約・チケットの承継が生じるものではない。

2. 新店舗の利用を希望するお客様が甲との契約の解約を申し出た場合、甲は、未利用分を適切に精算し、解約手数料・違約金を徴収せず返金する。返金の振込手数料のみ、法令上甲が負担すべき場合を除き、事前に説明しお客様の同意を得てお客様負担とする。具体的な精算は既存の解約・返金確認書を用いる。

3. 甲は甲との契約・施術・返金に、乙は新店舗の契約・施術等に、それぞれ対応する。本条は、いずれかの当事者が自らの行為について法令上負う責任を免除するものではない。

第5条　秘密保持

1. 甲及び乙は、業務又は退職・独立に関する協議を通じて知り得た相手方の非公開情報のうち、非公開として管理され、その内容又は管理状況から秘密と認識できるものについて、承諾なく第三者へ開示・提供し、又は合意した目的以外に利用しない。甲の経営・営業情報、独自の施術・教育ノウハウ、運営資料等及び乙から非公開として共有された開業準備情報等を含む。

2. 一般に公開された情報（自らの違反によって公開されたものを除く。）、適法に従前から保有していた情報、正当な第三者から適法に取得した情報、独自に開発した情報及び一般的な経験・技能は対象外とする。対象資料又はノウハウは、名称、内容、管理場所等により識別できるよう双方で確認する。

3. 法令に基づく申告・開示、公益通報、守秘義務を負う専門家への相談及び自己の権利を守るために必要な説明は、必要な範囲で妨げない。

第6条　技術及びノウハウの利用

1. 甲は、乙が在職中に習得した技術・知識を、自己のサロンでの施術及び通常の運営に利用することを認める。サロン内で施術に従事する従業員への指導も、その業務に必要な範囲で行うことができる。この場合、乙は対象となる非公開ノウハウが外部へ提供されないよう適切に管理する。

2. 甲が独自に開発又は体系化し、非公開として管理し、その対象を双方で確認したリストアメソッド等の技術・ノウハウについて、乙は、有償・無償を問わず、自己のサロン外の第三者向けの講習、教育、スクール、コンサルティング又は教材・動画等の制作・販売・提供に利用しない。一般に公開された知識及び乙の一般的な技能・経験を用いた活動は対象としない。

3. 本条は、甲の教材、マニュアル、写真・動画等の複製・配布を一括して許諾するものではない。

第7条　商標及び第三者の権利

1. 本合意は、乙に対して、甲が保有する登録第5727149号「リストア エステ」、登録第5727150号「リストア エステティシャン」及び登録第5727151号「Restore Esthe」並びに甲のロゴ等の使用を許諾するものではない。乙は、これらを自己の店舗、施術メニュー又は広告等のブランド表示に使用しない。甲との提携、認定又は監修があると誤認される表示も行わない。

2. 将来、乙から使用の申出があり、甲が認める場合に限り、使用料の有無及び金額、使用目的・方法・範囲・期間、品質管理その他の条件を、別途の使用許諾契約として書面により合意する。甲は使用を認める義務を負わず、申出又は協議のみで使用が認められるものではない。事実に即した職歴の記載まで一律に制限するものではないが、現在の所属・提携等について誤解を招かない表示とする。

3. メーカー等の第三者の商標、商品名、技術、教材等について、本合意は甲が利用を許諾又は保証するものではない。乙は必要な契約・許諾の有無を各権利者に確認する。

第8条　相互の信用保持及び従業員等への対応

1. 甲及び乙は、対面、SNS、口コミ等の媒体を問わず、相手方又はその関係者について、虚偽の説明、誹謗中傷、侮辱その他信用を不当に損なう言動を行わない。お客様等への退職・独立の説明は、必要な事実を簡潔かつ誠実に伝える。甲は役員・従業員に、乙は自らの事業に関与する者に、この趣旨を周知し、適切な対応を行う。

2. 双方は、相手方の非公開の人事情報の不正利用、虚偽の説明、威迫その他不当な手段によって、相手方の従業員等の退職・移籍を働きかけない。一般公募、自主的な応募及び適法な通常の採用活動を妨げるものではない。

3. 本条は、第5条第3項に定める正当な相談、申告及び権利行使を妨げない。

第9条　物品、データ及びアクセス権限の整理

1. 双方は原則として最終出勤日までに貸与物及び個人所有物を確認し、各所有者へ返還する。やむを得ず残るものは、退職日までの具体的な期限を双方で決める。

2. 乙個人のスマートフォン、iPad、パソコン、クラウド等に残る顧客情報その他の業務データは、甲が指定する環境への必要な移管を確認したうえで、乙の管理下の複製及び連絡先を削除する。甲が保管すべき元データを誤って削除しない。確認は業務情報に必要な範囲に限り、本人の私的情報

又は私用アカウントのパスワードの提出を求めない。乙本人の雇用契約書、給与明細等の本人保管資料は、返還・削除の対象に含めない。

3. 甲は業務上不要となった時点で、アカウント権限の停止、パスワード変更等を行い、乙は権限終了後に会社のシステムへアクセスしない。返還漏れ又は情報の漏えい等が判明した場合は、双方で速やかに連絡し、必要な対応に協力する。

第10条　写真等及び他の合意との関係

1. 乙の写真、動画、氏名及び広告物等の退職後の取扱いは、本人の意向を確認したうえで別途書面により合意する。本合意だけでこれらの利用を許諾し、又は著作権を譲渡するものではない。

2. 退職日、給与、手当及び退職金等は「退職合意書」に従う。本合意に関する違反を理由として、退職金の自動的な不支給又は全額返還を定めるものではない。

第11条　有効期間及び期間終了後の取扱い

1. 本合意は締結日から効力を生じ、退職日の翌日から5年間に当たる2031年12月31日まで有効とする。秘密保持及び非公開ノウハウに関する制限は、この期間内であっても、対象が適法に公開され非公開性を失った場合には、その範囲で終了する。

2. 本合意の終了は、顧客情報の利用又は商標・著作物等の使用を新たに許諾するものではなく、個人情報、営業秘密及び知的財産に関する法令上の義務・権利に影響を与えない。未履行の返還・削除義務及び期間内に既に発生した権利義務は、履行又は法令に従った消滅まで存続する。

3. 第6条第1項の自己のサロンでの施術及び通常の運営への利用については、本合意の期間満了だけを理由に認められなくなるものではない。写真等の使用期間及び著作権の帰属は、別途の合意による。

第12条　協議及び成立

疑義又は定めのない事項は、双方が誠実に協議する。協議の定めは法令上の権利行使を妨げない。変更及び本合意で必要とされる承諾は、内容を保存できる書面又は電子メール等により確認する。

双方が本合意の内容を確認したことを証するため、本書2通を作成し、署名又は記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年　　月　　日

【甲】

所在地　新潟県上越市本町4丁目1の4の6

会社名　株式会社リストアエステ

代表取締役　小熊郁代　　印

【乙】

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　中村美香　　印